



2022年11月14日

各 位

会 社 名 第一商品株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡田 義孝
(コード：8746 東証スタンダード市場)
問合せ先 管 理 本 部 長 七條 利明
電話番号 03-3462-8011 (代表)

臨時株主総会の開催及び基準日設定、資本金・利益準備金・別途積立金の額の減少 及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年1月の臨時株主総会（以下「本株主総会」という）を開催し、資本金・利益準備金・別途積立金の額の減少及び剰余金の処分についての議案を本株主総会に付議することを決議し、本株主総会の基準日を設定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日

本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年11月30日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2022年11月30日（水曜日）
- (2) 公告日 2022年11月16日（水曜日）
- (3) 公告方法 電子公告により当社ホームページに掲載いたします。

<https://www.dai-ichi.co.jp/ir>

2. 本株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案

- (1) 開催日時 2023年1月20日（金曜日）
- (2) 開催場所 東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル
TKPガーデンシティ渋谷
- (3) 付議議案 資本金・利益準備金・別途積立金の額の減少及び剰余金の処分の件

3. 資本金・利益準備金・別途積立金の額の減少及び剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損を填補し財務体質の健全化を図るとともに、経営規模に見合う税制の適用を受けることで税負担を軽減し、企業価値の持続的な成長を目指すため、資本金・利益準備金・別途積立金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

なお、本件による発行済株式総数および純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

4. 資本金の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

資本金の額3,661,557,750円のうち、3,561,557,750円を減少して、100,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場

合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を「その他資本剰余金」に振り替えることといたします。

5. 利益準備金の減少の要領

(1) 減少する利益準備金の額

利益準備金の額336,150,700円の全額を減少して0円といたします。

(2) 利益準備金の額の減少の方法

減少する利益準備金の額の全額を「繰越利益剰余金」に振り替えることといたします。

6. 別途積立金の減少の要領

(1) 減少する別途積立金の額

別途積立金の額300,000,000円の全額を減少して0円といたします。

(2) 別途積立金の額の減少の方法

減少する別途積立金の額の全額を「繰越利益剰余金」に振り替えることといたします。

7. 剰余金の処分の要領

資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金

3,561,557,750円のうち1,945,368,769円を「繰越利益剰余金」に振り替えることにより、欠損填補に充当することといたします。

(1) 減少するその他資本剰余金の額 1,945,368,769円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額 1,945,368,769円

8. 日程（予定）

(1) 取締役会決議日 2022年11月14日

(2) 本株主総会決議日 2023年1月20日

(3) 債権者異議申述最終期日 2023年2月28日

(4) 効力発生日 2023年3月1日

9. 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額の変動はなく、当社業績に与える影響はありません。なお、上記の内容につきましては、2023年1月20日開催予定の臨時株主総会において、資本金・利益準備金・別途積立金の額の減少及び剰余金の処分に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

以上